

簡易公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示

(建築のためのサービスその他の技術的サービス (建築工事を除く))

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

平成 29 年 12 月 26 日

国立大学法人 山梨大学

学長 島田 真路

1 業務概要

- (1) 業務名 山梨大学（医病）附属病院中央診療棟等改修建築設備基本設計業務
- (2) 業務内容 山梨大学医学部附属病院の中央診療棟、外来棟（一部）、特殊診療棟、MRI-CT 装置棟の改修（約 11,920 m²）に関する建築設備の基本設計業務。（建築の基本設計業務は別途発注予定）
- (3) 履行期限 平成 30 年 10 月 31 日（水）
- (4) 本業務は、「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」に基づき、温室効果ガス等の排出の削減に配慮する内容をテーマとした技術提案を求め、技術的に最適な者を特定する環境配慮型プロポーザル方式の適用業務である。

2 参加資格、選定基準及び評価基準

- (1) 技術提案書の提出者に要求される資格

次に掲げる条件を全て満たしている単体又は次に掲げる条件を全て満たしている 2 者以上の者により構成される共同体であること。

- ① 国立大学法人山梨大学契約細則第 2 条及び第 3 条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同第 5 条中、特別の理由がある場合に該当する。
- ② 文部科学省における平成 29・30 年度の設計・コンサルティング業務の一般競争参加資格者名簿において「建築設備関係設計・施工管理業務」の資格を有している者であること。（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けていること。）
- ③ 経営状況が健全であること。
- ④ 不正又は不誠実な行為がないこと。
- ⑤ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- ⑥ 技術提案書を提出しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）
- ⑦ 参加表明書の提出期限の日から技術提案書の特定の日までに、文部科学省から「設計・コンサ

ルティング業務の請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」(平成 18 年 1 月 20 日付け 17 文科施第 346 号文教施設企画部長通知)に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(8) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(2) 技術提案書の提出を求める者を選定するための基準

① 担当予定技術者の能力

資格及び経験、主要業務の実績、同種又は類似業務の実績

② 技術提案書の提出者の能力

技術者数、技術力、主要業務の実績、同種又は類似業務の実績

(3) 技術提案書を特定するための評価基準

① 担当予定技術者の能力

資格及び経験、主要業務の実績、同種又は類似業務の実績

② 技術提案書の提出者の能力

技術者数、技術力、主要業務の実績、同種又は類似業務の実績

③ 業務の実施方針

業務内容の理解度、実施方針の妥当性、実施手法の妥当性、工程計画の妥当性、技術者配置計画の妥当性、業務に対する取組意欲

④ 課題についての提案

提案の的確性、提案の独創性、提案の実現性

3 手続等

(1) 担当部局

〒409-3898 山梨県中央市下河東 1110

国立大学法人山梨大学施設・環境部 施設企画課総務グループ

電話 055-273-9316

(2) 説明書の交付期間及び場所

平成 29 年 12 月 26 日(火)から平成 30 年 1 月 19 日(金)まで。ただし、行政機関の休日に関する法律(昭和 63 年法律第 91 号)第 1 条に規定する行政機関の休日は除く。

8 時 30 分から 17 時 00 分まで。(1)に同じ

(3) 参加表明書の提出期限、場所及び方法

平成 30 年 1 月 19 日(金) 17 時 00 分 (1)に同じ 持参又は郵送すること。

(4) 技術提案書の提出期限、場所及び方法

平成 30 年 3 月 12 日(月) 17 時 00 分 (1)に同じ 持参又は郵送すること。

4 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金 納付

ただし、有価証券等の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納

付に代えることができる。

また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

- (3) 虚偽の内容が記載されている参加表明書又は技術提案書は、無効とする。
- (4) 手続における交渉の有無 無
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 当該業務に直接関連する他の業務の契約を当該業務の契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無 有
- (7) 技術提案書のヒアリングを実施する。
- (8) 関連情報を入手するための照会窓口 記 3(1)に同じ。
- (9) 記 2(1)②に掲げる参加資格の認定を受けていない者も記 3(3)により参加表明書を提出することができますが、記 3(4)の提出期限の日において、当該資格を満たしていなければならない。
- (10) 詳細は説明書による。